

岩手県立大学大学院学則

制定	平成17年4月1日	学則第4号
改正	平成17年7月1日	学則第5号
	平成18年3月16日	学則第3号
	平成19年1月17日	学則第1号
	平成19年3月23日	学則第3号
	平成20年3月14日	学則第3号
	平成21年3月30日	学則第3号
	平成22年3月26日	学則第3号
	平成23年1月31日	学則第4号
	平成23年3月23日	学則第7号
	平成24年3月28日	学則第3号
	平成25年3月29日	学則第4号
	平成27年3月31日	学則第2号
	平成28年3月31日	学則第2号
	平成29年3月31日	学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条・第4条）
- 第3章 標準修業年限及び在学年限（第5条・第6条）
- 第4章 入学（第7条—第9条）
- 第5章 教育方法、授業科目、履修方法等（第10条—第13条の2）
- 第6章 修了、学位及び資格（第14条—第17条）
- 第7章 特別研究学生（第18条）
- 第8章 雜則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岩手県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、専攻分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、学術文化の向上を図り、地域社会の発展に寄与し、並びに国際社会に貢献することを目的とする。

（自己評価）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(課程)

第3条 本学大学院の課程に、博士課程を置く。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

3 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

4 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻、定員及び目的)

第4条 本学大学院の研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	15人	30人
		博士後期課程	5人	15人
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士前期課程	15人	30人
		博士後期課程	3人	9人
ソフトウェア情報 学研究科	ソフトウェア情報 学専攻	博士前期課程	40人	80人
		博士後期課程	10人	30人
総合政策研究科	総合政策専攻	博士前期課程	15人	30人
		博士後期課程	5人	15人

2 各研究科の目的は次のとおりとする。

研究科	目的
看護学研究科博士 前期課程	人々の健康問題や医療・看護に対する意識変化と医療・科学技術の進歩に対応することができる高度な専門知識、技術並びに倫理観を培い、様々な看護の実践と研究を通して看護学の発展と看護の質の向上を強く志向する、優れた看護実践者・看護管理者・看護教育者および研究能力を有する人材の養成を目的とする。
看護学研究科博士 後期課程	博士前期課程の教育研究レベルをさらに高め、看護学の知識の蓄積に貢献する研究を独自に計画し遂行することができる研究

	者、確かな研究成果を基盤とした高度な技術を駆使する実践者、そして優れた看護を中心に医療の改善を推進することができる指導的実践者の養成を目的とする。
社会福祉学研究科 博士前期課程	社会福祉領域の変化に対応した新たな福祉政策・社会福祉システムの開発や、多問題化する個別福祉ニーズの理解と問題解決に関わる深い識見と専門的知識・技術をもち、他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードし、福祉の教育・研究と現場実践との橋渡しの役割を果たすことのできる統合的能力を有する人材の養成を目的とする。
社会福祉学研究科 博士後期課程	福祉コミュニティを構築するための研究開発と、福祉に関する実証的な根拠に基づく実践理論・技法の研究とを二つの柱とし、複雑で多様な実践課題に対して柔軟かつ確実に取り組むことができ、社会福祉の領域に止まらない多面的なニーズに対応できる発展的視点で、研究テーマを再構築し、実証的なデータと結びつけながら具体的問題の解決に寄与する理論構成力を有する人材の養成を目的とする。
ソフトウェア情報 学研究科	ソフトウェア情報学の観点から、現実社会における問題発見能力と実践的な問題解決能力を身につけた次のような人材の育成を目的とする。 (1) 情報関連企業の基盤ソフトウェア及び情報システムの開発において、現状の課題把握と解決ができる人材、あるいは、知能及びメディアを利用した新システム開発の課題を解決できる人材 (2) 一般企業の情報システムの企画、構築、運用において情報システム利用の立場から現状の課題把握と解決ができる人材、あるいは、知能及びメディアを利用した新システムの適用課題を解決できる人材 (3) 大学、企業においてソフトウェア情報関連分野の研究開発に従事できる人材
総合政策研究科博 士前期課程	複雑化、高度化している現代社会の諸問題に対応し、グローバルな視座に立ってローカルな諸課題に取り組み、新しい地域づくりの政策主体となりうるような、総合的な政策の企画・立案・実施・評価に携わりうる、高度の知的かつ倫理的実践能力を備えた、いわゆる『高度専門職能』の担い手となる人材、及び将来研究職へと進みうる人材の養成を目的とする。

総合政策研究科博士後期課程	博士前期課程の研究・教育を一層高度化し、今日の課題に即応しうる、総合的・実践的な、かつグローバルでローカルな視点に立つ新たな政策科学を身に付けた高度な実践能力を養うことを通じて、将来研究者として自立して研究活動を行い、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事しうる人材の養成を目的とする。
---------------	--

第3章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第5条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第6条 博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、第8条の規定に基づき入学した学生は、第9条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第4章 入学

(入学の資格)

第7条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第83条に定める大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者
(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。) であって、本学の定める単位を優秀な成績で履修したと認めるもの

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 外国の学校又は前号の指定を受けた教育施設の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(再入学)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学大学院に再入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第19条において準用する岩手県立大学学則（以下「大学学則」という。）第31条の規定により退学した者

(2) 第19条において準用する大学学則第32条第3号の規定により除籍された者（未納の授業料を納付した者に限る。）

(3) 第14条の規定により修了した者

(再入学の場合の取扱い)

第9条 前条の規定に基づき入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 教育方法、授業科目、履修方法等

(教育方法)

第10条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目）

第11条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第12条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第13条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外の単位については、合わせて10単位を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における授業科目の履修）

第13条の2 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学の大学院で履修した授業科目について、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外の単位については、第19条の規定により読み替えて適用する大学学則第22条第2項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第13条の3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 学長は、前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）が当該履修期間の変更を申し出たときは、その変更を認めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(修了)

第14条 博士前期課程の学生については、博士前期課程に2年(第8条の規定に基づき入学した学生については、第9条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第2に定める授業科目の履修及び単位数の修得をし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した学生に対し、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 社会福祉学研究科及び総合政策研究科の博士後期課程の学生については、博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生に対し、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 看護学研究科及びソフトウェア情報学研究科の博士後期課程の学生については、博士後期課程に3年以上在学し、別表第2に定める授業科目の履修及び単位数の修得をし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生に対し、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 本学大学院及び他の大学の大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって博士前期課程又は修士課程を修了した博士後期課程の学生については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年(博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前2項の規定を適用する。

(論文の審査等)

第15条 学位論文の審査(修士論文における特定の課題についての研究の成果の審査を含む。)及び試験(以下「審査等」という。)は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

- 2 博士論文の審査及び試験にあっては、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 審査等についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会が論文審査委員会の報告に基づいて行う。
- 4 論文審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学位)

第16条 博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、次の表の左欄に掲げる研究科の中欄に掲げる課程の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学位を授与する。

研究科	課程	学位
看護学研究科	博士前期課程	修士(看護学) Master of Nursing Science

	博士後期課程	博士（看護学） Doctor of Nursing Science
社会福祉学研究科	博士前期課程	修士（社会福祉学） Master of Social Welfare
	博士後期課程	博士（社会福祉学） Doctor of Philosophy in Social Welfare
ソフトウェア情報学 研究科	博士前期課程	修士（ソフトウェア情報学） Master of Science in Software and Information Science
	博士後期課程	博士（ソフトウェア情報学） Doctor of Philosophy in Software and Information Science
総合政策研究科	博士前期課程	修士（総合政策又は学術） Master of Arts
	博士後期課程	博士（総合政策又は学術） Doctor of Philosophy

2 博士の学位は、本学大学院が行う博士の学位論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者に対し、授与することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格)

第17条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の授業科目の単位を修得し、次の表の左欄に掲げる研究科の同表の中欄に掲げる専攻の博士前期課程を修了した者は、同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

研究科	専攻	資格
看護学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状（福祉）
ソフトウェア情報学 研究科	ソフトウェア情報 学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）

2 前項の授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 特別研究学生

第18条 学長は、他の大学の大学院の学生で本学において特定の専門事項について研究することを志願するものがあるときは、当該他の大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雜則

(大学学則の準用)

第19条 大学学則第3章、第5章（第10条及び第14条から第17条までを除く。）、第6章（第18条、第18条の2、第23条、第24条及び第24条の2を除く。）、第7章（第29条を除く。）、第9章、第10章（第39条を除く。）、第11章から第14章までの規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	次条第3号から第5号までのいずれかに該当する者及び第14条から第16条までの規定に基づき入学する者について	研究科において必要があると認めるとき
第19条第2項	卒業論文、卒業研究、卒業制作等	学位論文等
第22条見出し	学部、大学等	研究科又は大学の大学院
第22条第1項	学部又は大学若しくは短期大学	研究科又は大学の大学院
第22条第2項	60単位	10単位
第26条第2項	4年	2年（博士後期課程にあっては3年）
第26条第3項	第7条	大学院学則第5条
	第8条	大学院学則第5条
第27条	第25条	大学院学則第19条において準用する大学学則第25条
第28条	大学等	大学の大学院
第30条第1項	大学等	大学の大学院等
第30条第2項	第33条第1項	大学院学則第14条
第30条第3項	第22条	大学院学則第19条において準用する大学学則第22条
第32条第1号	第8条	大学院学則第6条
第32条第2号	第26条第2項	大学院学則第19条において準用する大学学則第26条第2項
第40条第1項	大学等	大学の大学院
第43条	大学	大学の大学院
第44条	科目等履修生、聴講生	科目等履修生

（補則）

第20条 この学則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在岩手県立大学等条例（平成9年条例第80号）に基づき設置された岩手県立大学（以下「旧大学」という。）に在学する学生で、平成17年4月1日以後も旧大学に在学する予定であった者は、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成17年4月1日に公立大学法人岩手県立大学が設置する本学大学院に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生の授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成17年7月1日 学則第5号）

この学則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日 学則第3号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者の授業科目の履修、単位の修得及び修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年1月17日 学則第1号）

この学則は、平成19年1月17日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日 学則第3号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日 学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県

立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成21年3月30日 学則第3号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成22年3月26日 学則第3号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成23年1月31日 学則第4号）

この学則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日 学則第7号）

改正 平成24年3月28日 学則第3号

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の学則別表第1に規定する授業科目のうち、学長が別に定める授業科目を履修することができる。

附 則（平成24年3月28日 学則第3号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修、単位の修得及び成績の評価並びに修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修、単位の修得及び成績の評価並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成25年3月29日 学則第4号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、この学則による改正後の岩手県立大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則第13条の2の規定の適用については、この限りでない。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成27年3月31日 学則第2号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学大学院学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則第14条第3項の規定の適用については、この限りでない。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前2項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

附 則（平成28年3月31日 学則第2号）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県

立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成29年3月31日 学則第2号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、この学則の改正後の岩手県立大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において再入学した者に係る授業料の履修及び単位の修得並びに修了に必要な単位数については、当該者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前2項の規定によるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

別表第1（第11条関係）

1 看護学研究科看護学専攻博士前期課程

授業科目			単位数			備考
	必修	選択	自由			
共通必修科目	看護研究法Ⅰ 看護研究法Ⅱ	2 2				必修 4単位
共通選択科目	看護倫理 コンサルテーション論 統計学特論 病態解析論 医療経済学 看護教育学	2 2 2 2 1 2				
専門科目	看護実証病態学特論 臨床病態機能論 看護実践実証論 看護援助学特論 看護援助実践論 看護相談援助特論 看護管理学特論 看護感染管理論 看護人材育成論 看護情報学特論 母性看護学特論 女性健康看護学特論 小児発達看護学特論 小児看護学特論 学校保健看護学特論 学校保健看護活動論 成人看護学特論 成人看護援助論 老年看護学特論 老年看護援助論 がん看護学特論 がん看護援助論 地域保健看護学特論 地域保健看護活動論 家族看護学特論 家族関係援助論 精神保健看護学特論 精神保健看護システム論	2 2				選択 選択する研究分野の専門分野選択科目4単位を含む10単位（慢性疾患看護専門看護師課程にあっては、選択する研究分野の専門分野選択科目8単位を含む14単位）以上
	小児看護学演習Ⅰ 小児看護学演習Ⅱ 小児看護学演習Ⅲ 小児看護学演習Ⅳ 成人看護学演習Ⅰ 成人看護学演習Ⅱ 成人看護学演習Ⅲ 成人看護学演習Ⅳ 老年看護学演習Ⅰ 老年看護学演習Ⅱ 老年看護学演習Ⅲ 老年看護学演習Ⅳ がん病態生理学 がん看護学演習Ⅰ がん看護学演習Ⅱ がん看護学演習Ⅲ	2 2				選択 選択する研究分野の専門分野選択科目8単位（専門看護師課程に限る）
実習科目	小児看護実習 慢性疾患看護実習 老年看護実習 がん看護実習	6 6 6 6				選択 選択する専門分野の実習科目6単位（専門看護師課程に限る）

研究指導科目	看護実証病態学演習	8		
	看護援助学演習	8		
	看護管理学演習	8		
	基礎・管理看護学研究	8		
	母性・女性健康看護学演習	8		
	小児看護学演習 I	2		
	小児看護学演習 II	2		
	小児看護学演習 III	2		
	小児看護学演習 IV	2		
	学校保健看護学演習	8		
	母子看護学研究	8		
	成人看護学演習 I	2		
	成人看護学演習 II	2		
	成人看護学演習 III	2		
	成人看護学演習 IV	2		
	老年看護学演習 I	2		
	老年看護学演習 II	2		
	老年看護学演習 III	2		
	老年看護学演習 IV	2		
	がん病態生理学	2		
	がん看護学演習 I	2		
	がん看護学演習 II	2		
	がん看護学演習 III	2		
	成人・老年看護学研究	8		
	地域保健看護学演習	8		
	家族看護学演習	8		
	精神保健看護学演習	8		
	地域看護学研究	8		
	課題研究（小児看護学）	2		
	課題研究（慢性疾患看護）	2		
	課題研究（老年看護学）	2		
	課題研究（がん看護学）	2		

2 看護学研究科看護学専攻博士後期課程

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
専門分野選択科目	実証看護技術学特論	2		選択 選択する研究分野の科目2単位を含む2単位以上
	看護援助実証特論	2		
	看護管理学・看護相談技術学特論	2		
	慢性・障害看護ケア特論	2		
	応用看護情報学特論	2		
	細胞・分子生物学研究法特論	2		
	女性健康看護学特論	2		
	地域健康看護学特論	2		
	老年健康看護学特論	2		
	小児・家族看護学特論	2		
	精神障礙者地域生活支援活動特論	2		
	学校保健看護学特論	2		
	創傷ケア実証特論	1		
	健康心理学研究方法特論	1		
研究指導科目	実証看護技術学特別研究	8		選択 8単位
	女性健康看護学特別研究	8		
	地域健康看護学特別研究	8		

3 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程

授業科目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
基盤科目	福祉研究の方法 I 福祉研究の方法 II 福祉実践学 I 福祉実践学 II 比較福祉研究の基礎		2 2 2 2 2		
方法論	データ解析法 調査研究法 質的研究法		2 1 1		
領域研究	領域研究 A (福祉政策・行政) 領域研究 B (地域福祉) 領域研究 C (社会保障) 領域研究 D (福祉経営) 領域研究 E (児童福祉) 領域研究 F (高齢者福祉) 領域研究 G (障害者福祉) 領域研究 H (精神保健福祉) 領域研究 I (人間関係)		2 2 2 2 2 2 2 2 2		
理論研究	総合福祉 コース	理論研究 S I 理論研究 S II 理論研究 S III 理論研究 S IV 理論研究 S V 理論研究 S VI 理論研究 S VII 理論研究 S VIII 理論研究 S IX 理論研究 S X		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	基盤科目から2単位以上並びに領域研究科目から4単位以上、理論研究科目から所属するコースの科目6単位以上、及び課題研究科目から所属するコースの科目6単位以上を含めて計26単位以上
		理論研究 P I 理論研究 P II 理論研究 P III 理論研究 P IV 理論研究 P V 理論研究 P VI 理論研究 P VII 理論研究 P VIII		2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 S I 課題研究 S II 課題研究 S III 課題研究 S IV 課題研究 S V 課題研究 S VI 課題研究 S VII 課題研究 S VIII 課題研究 S IX 課題研究 S X 課題研究 S XI 課題研究 S XII		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 P I 課題研究 P II 課題研究 P III 課題研究 P IV 課題研究 P V 課題研究 P VI 課題研究 P VII 課題研究 P VIII		2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 S I 課題研究 S II 課題研究 S III 課題研究 S IV 課題研究 S V 課題研究 S VI 課題研究 S VII 課題研究 S VIII 課題研究 S IX 課題研究 S X 課題研究 S XI 課題研究 S XII		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 P I 課題研究 P II 課題研究 P III 課題研究 P IV 課題研究 P V 課題研究 P VI 課題研究 P VII 課題研究 P VIII		2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 S I 課題研究 S II 課題研究 S III 課題研究 S IV 課題研究 S V 課題研究 S VI 課題研究 S VII 課題研究 S VIII 課題研究 S IX 課題研究 S X 課題研究 S XI 課題研究 S XII		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 P I 課題研究 P II 課題研究 P III 課題研究 P IV 課題研究 P V 課題研究 P VI 課題研究 P VII 課題研究 P VIII		2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 S I 課題研究 S II 課題研究 S III 課題研究 S IV 課題研究 S V 課題研究 S VI 課題研究 S VII 課題研究 S VIII 課題研究 S IX 課題研究 S X 課題研究 S XI 課題研究 S XII		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		課題研究 P I 課題研究 P II 課題研究 P III 課題研究 P IV 課題研究 P V 課題研究 P VI 課題研究 P VII 課題研究 P VIII		2 2 2 2 2 2 2 2	

実習	福祉	実習R（実務研究）		2		
	心理	実習PⅠ（臨床心理基礎実習） 実習PⅡ（臨床心理実習）		2 2		
研究指導		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ	2 2			必修 4単位

4 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
研究指導科目	社会福祉総合研究 社会福祉特定研究			全授業科目を履修すること

5 ソフトウェア情報学研究科ソフトウェア情報学専攻博士前期課程

授業科目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門科目	高速処理特論		2		選択 14単位以上
	高性能計算特論		2		
	プログラム言語特論		2		
	基盤情報特論		2		
	ソフトウェア設計特論		2		
	情報システム企画・設計特論		2		
	情報セキュリティ特論 I		2		
	情報セキュリティ特論 II		2		
	情報セキュリティ特論 III		2		
	知識基礎特論		2		
	知能システム特論		2		
	知的設計特論 I		2		
	知的設計特論 II		2		
	認知情報特論		2		
	知能メディア総論		2		
	コンピュータグラフィックス特論		2		
	情報環境デザイン特論		2		
	知覚情報処理特論		2		
	ソフトウェア実践特論		2		
	基盤ソフトウェア特論		2		
	基盤構築特論		2		
	情報システム評価特論		2		
	情報ネットワーク特論 I		2		
	情報ネットワーク特論 II		2		
	情報ネットワーク特論 III		2		
	情報システム基盤総論		2		
実践科目	企業情報システム特論		2		選択 1単位以上
	社会情報システム特論 I		2		
	社会情報システム特論 II		2		
	組織システム分析特論 I		2		
	組織システム分析特論 II		2		
	情報システム管理特論		2		
	知識処理特論		2		
	感性情報特論		2		
	知能システム開発特論		2		
	コンピュータビジョン特論		2		
研究指導科目	ソフトウェア実践演習		1		必修 15単位
	プロジェクト実践演習		1		
	公開ゼミナール	1			
	ソフトウェア情報学ゼミナール I	2			
	ソフトウェア情報学ゼミナール II	2			
	ソフトウェア情報学ゼミナール III	2			
	ソフトウェア情報学研究	8			

6 ソフトウェア情報学研究科ソフトウェア情報学専攻博士後期課程

授業科目		単位数			備考
		必修	選択	自由	
実践科目	ソフトウェア実践特別演習		2		選択 2単位以上
	プロジェクト実践特別演習		2		
	特別公開ゼミナール I	1			

研究指導科目	特別公開ゼミナールⅡ 特別ゼミナール ソフトウェア情報学特別研究	1 2 8		必修 12単位
--------	--	-------------	--	---------

7 総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程

授業科目			単位数			備考	
			必修	選択	自由		
総合政策基幹科目 I (講義科目)	法・経済・ 経営政策系 環境・地域 政策系	憲法特論 I		2		選択 総合政策基幹科目の I から4単位以上、総合政策基幹科目 II から2単位以上を含め、総合政策基幹科目 I 及び総合政策基幹科目 II から18単位以上並びに現代社会の法、企業と経済、防災と地域整備の各分野にあってはジョイント・タスク・ワークを4単位及び同一の研究指導科目を8単位、地域変動と住民生活、生態・景観と環境管理の両分野にあってはジョイント・タスク・ワーク I 及び II から同一主題に係る I 及び II をセットで12単位、公共政策特別コースにあっては演習科目を4単位及び同一の研究指導科目を8単位の計30単位以上	
		憲法特論 II		2			
		刑事法特論 I		2			
		刑事法特論 II		2			
		行政法特論 I		2			
		行政法特論 II		2			
		民事法特論 I		2			
		民事法特論 II		2			
		労務管理論特論		2			
		会計学特論 I		2			
		会計学特論 II		2			
		計量経済学 I		2			
		計量経済学 II		2			
		ミクロ経済学 I		2			
		ミクロ経済学 II		2			
		マクロ経済学 I		2			
		マクロ経済学 II		2			
		地域構造変動論		2			
		社会学理論特論		2			
総合政策基幹科目 II	法・経済・ 経営政策系 環境・地域 政策系	農業政策特論		2		選択 総合政策基幹科目の I から4単位以上、総合政策基幹科目 II から2単位以上を含め、総合政策基幹科目 I 及び総合政策基幹科目 II から18単位以上並びに現代社会の法、企業と経済、防災と地域整備の各分野にあってはジョイント・タスク・ワークを4単位及び同一の研究指導科目を8単位、地域変動と住民生活、生態・景観と環境管理の両分野にあってはジョイント・タスク・ワーク I 及び II から同一主題に係る I 及び II をセットで12単位、公共政策特別コースにあっては演習科目を4単位及び同一の研究指導科目を8単位の計30単位以上	
		地域整備計画論		2			
		地域居住環境計画論		2			
		自然景観論		2			
		歴史的文化景観論		2			
		森林保全論		2			
		流域生態系保全論		2			
		国際自然保護論		2			
		自然地理学特論		2			
		公共政策研究		2			
公共政策 特別 コース		地方政府研究		2			
		市民参加研究		2			
		計量政策学研究		2			
		マニフェスト研究		2			
		政策評価研究		2			
		地方財政研究		2			
総合政策基幹科目 II	法・経済・ 経営政策系 環境・地域 政策系	企業論特論		2			
		市民活動論		2			
		アジアの政治と社会		2			
		金融特論		2			
		科学技術政策特論		2			
		メディア研究		2			
		地域経済史特論		2			
		地域住民組織特論		2			
		計量社会学		2			
		函数解析学		2			
公共政策 特別 コース		政策法務研究		2			
		広域行政研究		2			
		地方議会研究		2			
		公益事業研究		2			
		環境政策研究		2			
		コミュニケーションビジネス研究		2			
ジョイント・タスク・ ワーク I (演習科目)		地域変動と住民生活 I		4			
ジョイント・タスク・ ワーク II (研究指導科目)		生態・景観と環境管理 I		4			
ジョイント・タスク・ ワーク II (研究指導科目)		地域変動と住民生活 II		8			
		生態・景観と環境管理 II		8			

ジョイント・タスク・ワーク(演習科目)		現代社会の法 企業と経済 防災と地域整備	4 4 4		
研究指導科目	現代社会の法分野	憲法研究指導 I ~IV 刑法研究指導 I ~IV 行政法研究指導 I ~IV 民事法研究指導 I ~IV アジア政治社会研究指導 I ~IV	8 8 8 8 8		
		労務管理論研究指導 I ~IV 会計学研究指導 I ~IV 函数解析研究指導 I ~IV 応用経済学研究指導A I ~IV 応用経済学研究指導B I ~IV 応用経済学研究指導C I ~IV 応用経済学研究指導D I ~IV	8 8 8 8 8 8 8		
		地域居住環境計画研究指導 I ~IV 交通工学研究指導 I ~IV 防災科学研究指導 I ~IV	8 8 8		
	企業と経済分野	政策マーケティング演習 I 政策マーケティング演習 II	2 2		
		公共政策研究指導 I ~IV 地方自治研究指導 I ~IV 市民参加研究指導 I ~IV 計量政策学研究指導 I ~IV 地域財政研究指導 I ~IV 政策評価研究指導 I ~IV 政策分析研究指導 I ~IV	8 8 8 8 8 8 8		
演習科目					
研究指導科目					

8 総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程

授業科目	単位数	備考		
		必修	選択	
研究指導科目	行政・経営政策領域特別研究 環境・地域政策領域特別研究			いずれか1つの授業科目を履修すること。

別表第2（第14条関係）

1 看護学研究科看護学専攻博士前期課程の修了に必要な単位数

(1) 修士論文による修了

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
専門科目	共通必修科目	4	4	4
	共通選択科目	11		
	専門分野選択科目	56	10	10
研究指導科目	128		16	16
合計	199	4	26	30

(2) 特定の課題についての研究の成果（専門看護師課程）による修了

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
専門科目	共通必修科目	4	4	4
	共通選択科目	11	18	18
	専門分野選択科目	88	(22)	(22)
	実習科目	24	6	6
研究指導科目	8		2	2
合計	135	4	26 (30)	30 (34)

(備考) ()内の数字は、慢性疾患看護専門看護師課程の修了に必要な単位数である。

2 看護学研究科看護学専攻博士後期課程の修了に必要な単位数

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
専門分野選択科目	26		2	2
研究指導科目	24		8	8
合計	50		10	10

3 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程の修了に必要な単位数

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
基盤科目	10			
方法論	4			
領域研究	18			
理論研究	総合福祉コース	20		
	臨床心理コース	16		
課題研究	総合福祉コース	24		
	臨床心理コース	16		
実習	総合福祉コース	2		
	臨床心理コース	4		
研究指導	4	4		4
合計（生涯発達支援系）	118	4	26	30

4 ソフトウェア情報学研究科ソフトウェア情報学専攻博士前期課程の修了に必要な単位数

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
専門科目	72		14	14
実践科目	2		1	1
研究指導科目	15	15		15
合計	89	15	15	30

5 ソフトウェア情報学研究科ソフトウェア情報学専攻博士後期課程の修了に必要な単位数

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
実践科目	4		2	2
研究指導科目	12	12		12
合計	16	12	2	14

6 総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程の修了に必要な単位数

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
総合政策基幹科目	102		18	18
ジョイント・タスク・ワークⅠ (地域変動と住民生活、生態・景観と環境管理)	8		4	4
ジョイント・タスク・ワークⅡ (地域変動と住民生活、生態・景観と環境管理)	16		8	8
ジョイント・タスク・ワーク (現代社会の法、企業と経済、防災と地域整備)	12		4	4
演習科目（公共政策特別コース）	4		4	4
研究指導科目 (現代社会の法、企業と経済、防災と地域整備、公共政策特別コース)	176		8	8
合計	318		30	30